

鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱

制定 令和2年6月2日付第20200054998号
一部改正 令和5年3月30日付第202200320571号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、木材に親しみ、木材の良さや木材の利用の意義を学ぶ木育の推進モデルとなる活動を支援することで、県内で木育に取り組む者を増やし、県民の木材利用への理解を深め、県産材の利用拡大に繋げることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「木育インストラクター」とは、特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会が認定する木育インストラクター資格を有する者をいう。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる上限額のいずれか低い額とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 4 別表の第2欄に掲げる者が同種の事業を実施するために受けられる補助の回数は、同表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ年度内に1回限りとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、事業実施主体の所在地を管轄する地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業に係る本補助金の増額変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により地方事務所の長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（額の確定）

第9条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、様式第5号により通知する。

（概算払）

第10条 事業実施主体は、規則第19条に規定する概算払による本補助金の支払いを求めるときは、様式第6号により概算払請求を行うものとし、県は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第7号によりあらかじめ通知するものとする。

（木育実施状況報告書の提出）

- 第11条 別表の第1欄（2）に掲げる事業を行う事業実施主体は、購入した木製玩具等を継続して効果的に使用していることを証明するため、購入した年度の翌年度から起算して3年間、様式第8号により木育実施状況を6月末までに地方事務所の長へ報告しなければならない。
- 2 地方事務所の長は、前項の報告のとりまとめ結果を7月末までに県産材・林産振興課長へ報告するものとする。

（提出書類の提出先）

第12条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、地方事務所の長に提出しなければならない。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第4条）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費		4 補助率	5 上限額
(1) 木育実践事業	市町村、企業等、県内で木育に取り組む団体（県内に事業所又は活動拠点を有しない者は除く。）	木育インストラクターと連携した木育に取り組む団体の増加等に繋がる波及効果の大きな取組、又は木育インストラクターの養成に取り組む者と連携した自団体や他団体の木育指導スキルの向上に繋げる取組等「木育推進モデル」となる取組に要する経費（県産材で作られた玩具購入に要する経費を含む。）	報償費、旅費、需用費（印刷製本費、燃料費、消耗品費、原材料費等）、役務費（保険料、広告宣伝費等）、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）	1 / 2 ただし、木育インストラクター又は木育インストラクターが所属する団体が実施する場合は2 / 3	400 千円
(2) 木育教材導入支援事業	保育・教育機関（公設を除く。）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、営利を目的としない木育活動に取り組む民間事業者、自治会・町内会の組織、木育団体等	木育の取組を進めるための木製玩具、木製品キットの導入に要する経費（木製玩具、木製品キットは県内事業者が製造しているものに限る。）	需用費、備品購入費	1 / 2	100 千円

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県木育推進モデル支援事業計画（報告）書

1 事業計画（報告）

補助事業	木育実践事業	木育教材導入支援事業
事業実施時期		
事業実施主体名	名称： 代表者名： 組織の概要：別添のとおり（事業実施主体が市町村の場合は不要）	
事業目的		
事業計画（実績）		
連携する（した）木育インストラクターの情報	所属： 氏名： 資格習得年月日：	/
連絡先	担当者 職氏名： 電話・ファクシミリ： 電子メール：	

（交付申請書添付書類としての注意事項）

- 「補助事業」は該当するものに○をし、「事業計画」は具体的に記載すること。
- 「木育実践事業」を実施する場合は、木育インストラクター認定書の写しを添付すること。た

だし、令和4年度以降に鳥取県が開催した木育インストラクター養成講座を受講し資格を習得した者については、添付を省略できる。

3 「木育教材導入支援事業」を実施する場合は、「事業計画」に購入予定の木製玩具等の種類、数量及び購入先を記載すること。

4 企業等は、組織の概要を記載した書面を添付すること。

(実績報告添付書類としての注意事項)

1 実績を記載し、事業の実施状況が分かる写真や資料を添付すること。

2 事業費及び積算根拠

(単位：円)

補助事業名	事業費	積算根拠
木育実践事業		
木育教材導入支援事業		

(注) 委託料については、県内事業者への発注が困難な場合、その理由を記載すること。

3 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

有の場合

- ・ 補助金名 :
- ・ 当該補助金の事業内容 :
- ・ 当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先) :

4 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

注) 消費税の取り扱いについて、いずれかに○を記載すること。

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度鳥取県木育推進モデル支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減)	備 考
本補助金				
自己資金				
その他（ ）				
計				

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減)	備 考
木育実践事業				
小計				
木育教材導入支援事業				
小計				
計				

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

2 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

様

職氏名

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県木育推進モデル支援事業」とし、その内容は、（※1）とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱（令和2年6月2日付第202000054998号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

（留意事項）

※1は「木育実践事業及び木育教材導入支援事業」、「木育実践事業」、「木育教材導入支援事業」のいずれかを記載する。

様

職氏名

年度鳥取県木育推進モデル支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金について鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額
（ 年 月 日付 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 添付資料
（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

様式第5号（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告が提出されたこの補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定に基づき通知します。（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額

様

職氏名

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金の概算払について（依頼）

年度鳥取県木育推進モデル支援事業について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条及び鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱（令和2年6月2日付第202000054998号鳥取県農林水産部長通知）第10条の規定により請求します。

記

1 請求額

（単位：円）

交付決定額	概算払請求額

2 添付書類

- ・事業内容が確認できる書類
- ・支払（予定）額を確認できる書類

様

職氏名

年度鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金の概算払について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定通知をしたこの補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。
（担当・連絡先）

記

1 補助金概算払額

交付決定額 A	既概算払額 B	今回概算払額 C	概算払額計 (B+C)	残 額 A-(B+C)

2 概算払の時期

年 月 日

様式第8号（第11条関係）

番
年 月 日
号

様

職氏名

年度鳥取県木育推進モデル支援事業に係る木育実施状況報告書

年度鳥取県木育推進モデル支援事業について、鳥取県木育推進モデル支援事業費補助金交付要綱（令和2年6月2日付第202000054998号鳥取県農林水産部長通知）第11条の規定により木育実施状況について報告します。

記

- 1 年度内使用回数
- 2 年度内延べ使用人数

※購入した木製玩具等の使用状況が分かる写真を添付すること。